

○茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱

平成25年3月27日茂原市告示第20号

改正

平成28年3月30日告示第44号

平成29年3月28日告示第25号

令和2年4月27日告示第81号

令和3年3月29日告示第51号

令和4年4月21日告示第88号

茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時における木造住宅の安全性を確保し、災害に強いまちづくりの推進及び木造住宅の質の向上に寄与するため、木造住宅の耐震改修工事及びリフォーム工事又は除却工事を行う者に対し、当該工事に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、茂原市補助金等交付規則（昭和60年茂原市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 人の居住の用に供する建築物で、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部が木材であり、かつ、在来軸組構法により建築されたものをいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき、耐震診断士が行う一般診断法又は精密診断法による耐震診断をいう。
- (3) 耐震診断士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士で、都道府県が開催する木造の建築物の耐震診断及び耐震改修に関する講習会又はこれに相当する講習会（以下「講習会」と総称する。）の課程を修了した者をいう。
- (4) 耐震設計 耐震改修工事を行うために必要な設計図書を耐震診断士がその者の責任において作成することをいう。
- (5) 耐震改修工事 改修後の上部構造評点の判定値を1.0以上にするために、耐震診

断士の監理のもとで施工された工事をいう。

(6) リフォーム工事 耐震改修工事と併せて行う同一棟の質の向上を図る増築、修繕、模様替え、設備改修等の工事で建築基準法その他法令に違反しないものであって、別表の対象の項に掲げる工事（同表の対象外の項に掲げる工事を除く。）をいう。

(7) 除却工事 木造住宅の全てを解体し除却する工事をいう。

(8) 工事監理 耐震診断士がその者の責任において、耐震改修工事が設計図書のとおり実施されているか確認することをいう。

(9) 施工者 次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けている者

イ 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事に該当する場合にあっては、工事の施工をする者が建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる者と同等の経歴を有する者、同法第27条第3項に規定する合格証明書の交付を受けている者又は建築士法第2条第1項に規定する建築士

ウ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けている者

（補助対象住宅）

第3条 補助金の交付の対象となる木造住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、市内に所在する住宅で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 一戸建ての住宅（併用住宅で店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であること。

(2) 地上階数が2以下であること。

(3) 昭和56年5月31日以前に着工されていること。

(4) 耐震診断による上部構造評点が1.0未満であること。

(5) この要綱による補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象者）

第4条 第6条第1号及び第2号の補助金の交付を受けることができる者は、次の第1号から第3号に掲げる要件を全て満たすものとし、同条第3号の補助金を受けることができる者は、次の第3号及び第4号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 本市に住所を有し、住民基本台帳に記録されていること。

(2) 本市に補助対象住宅を所有し、かつ、現に居住していること。

(3) 市町村税及び国民健康保険税（以下「市町村税等」という。）の滞納がないこと。

(4) 本市に補助対象住宅を所有していること。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 耐震設計に要する費用

(2) 耐震改修工事に要する費用

(3) 耐震改修工事の工事監理に要する費用

(4) リフォーム工事に要する費用

(5) 除却工事に要する費用

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額（1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。

(1) 前条第1号から第3号までを一体で行う費用に3分の2を乗じた額（限度額80万円）。ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第14条第3号に規定される住宅については、前条第1号から第3号までを一体で行う費用に5分の4を乗じた額（限度額100万円）とする。

(2) リフォーム工事に要する費用に10分の1を乗じた額（限度額20万円）

(3) 除却工事に要する費用に100分の23を乗じた額（限度額20万円）

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震設計、耐震改修工事、工事監理及びリフォーム工事又は除却工事に係る契約を締結する前に、茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、除却工事の場合については、第3号、第5号、第8号及び第10号に掲げる書類の添付を要しない。

(1) 補助対象住宅の登記事項証明書又は建築確認通知書等の写し

(2) 補助対象住宅の耐震改修工事又は除却工事前の耐震診断結果報告書の写し

(3) 補助対象住宅の耐震改修工事補強計画の耐震診断結果報告書の写し

(4) 補助対象住宅の位置図、配置図、平面図及び立面図（立面図がない場合は写真）

(5) 申請者の住民票の写し

- (6) 申請者の市町村税等の滞納がないことを明らかにする書類
  - (7) 補助対象経費の見積書の写し
  - (8) 補助対象住宅の耐震設計及び工事監理を行う耐震診断士の建築士免許証及び受講した講習会の修了証の写し
  - (9) 施工者の要件を満たしていることを証する書類
  - (10) 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告を示す書類の写し
  - (11) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第9条 交付決定者は、第7条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付申請内容変更承認申請書（別記第3号様式）に変更内容を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の内容を審査し、変更の承認の可否を決定したときは、茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付申請内容変更承認（不承認）決定通知書（別記第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、補助対象事業の実施を中止したときは、茂原市木造住宅耐震改修工事等中止届出書（別記第5号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

(着手の届出)

第9条の2 交付決定者は、補助事業に着手しようとするときは、茂原市木造住宅耐震改修費等補助金着手届（別記第5号様式の2）に次の各号に掲げる書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 補助対象経費に係る契約書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(完了の届出)

第9条の3 交付決定者は、補助事業を完了したときは、茂原市木造住宅耐震改修費等補助金完了届（別記第5号様式の3）に次の各号に掲げる書類を添えて速やかに市長に届

け出なければならない。ただし、除却工事の場合については、第2号に掲げる書類の添付を要しない。

(1) 耐震改修工事及びリフォーム工事の施工箇所ごとに、工事着手前、工事中及び工事施工後の状況を撮影した写真並びに撮影場所を示した図面又は除却工事前、除却工事中及び除却工事施工後の状況を撮影した写真並びに撮影場所を示した図面

(2) 耐震改修工事監理報告書の写し及び竣工図

(3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第10条 交付決定者は、交付決定日が属する年度の2月末日までに、茂原市木造住宅耐震改修工事等実績報告書（別記第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付額確定通知書（別記第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた交付決定者が補助金の交付を請求しようとするときは、茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、第9条第3項の規定による届出があったとき、又は交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付決定取消通知書（別記第9号様式）により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(3) 補助金を目的外に使用したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、茂原市木造住宅耐震改修費等補助金返還命令書（別記第10号様式）により、期限を定めて既に補助した額の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日茂原市告示第44号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日茂原市告示第25号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月27日茂原市告示第81号）

（施行期日）

1 この告示は公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和3年3月29日茂原市告示第51号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月21日茂原市告示第88号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第2条）

区分	工事等の内容
対象	既存住宅の増築及び改修工事
	浴室、台所、洗面室及びトイレの改修工事
	給排水衛生設備工事、換気設備工事、電気設備工事及びガス設備工事
	屋根のふき替え、塗装及び防水工事
	外壁の張り替え、塗装及び防水工事
	間仕切り壁の変更工事
	床、内壁又は天井の張り替え及び塗装その他の工事
	床、壁、窓、天井又は屋根の断熱工事
	ふすま及び障子の張り替え並びに畳の交換
	雨どい等の取り替え及び修理
	建具又はサッシの取り替え、修理及び新設
対象外	併用住宅の場合の住宅以外の部分の工事
	門扉、塀、舗装等に関する外構工事
	植栽に関する工事
	太陽光発電システムに関する工事
	防犯ライト及び防犯カメラに関する工事
	カーテン、ブラインド等に関する工事
	電話、インターネット、テレビアンテナ等に関する通信工事

	エアコンその他電化製品、暖房器具又は家具の購入及び設置工事
	消防設備、備品の購入及び設置工事
	省エネ住宅ポイントを取得する工事
	市が実施するその他の助成制度と併用する工事等



別記第1号様式（第7条）

茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）茂原市長

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

茂原市木造住宅耐震改修費等補助金の交付を受けたいので、茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助対象住宅

木造住宅の所在地	
建築年月日	年 月 日
木造住宅の規模等	規模 <input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て 用途 <input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（住宅部分の面積 $\text{m}^2$ ）
	建築面積 $\text{m}^2$
	1階床面積 $\text{m}^2$
	2階床面積 $\text{m}^2$
	延床面積 $\text{m}^2$
耐震診断結果	<input type="checkbox"/> 倒壊する可能性がある <input type="checkbox"/> 倒壊する可能性が高い ・上部構造評点 1階（X方向 Y方向）2階（X方向 Y方向） ・耐震診断の実施年月日 年 月 日 ・茂原市木造住宅耐震診断費補助金制度の利用（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） ・診断者 建築士名： 資 格：（ ）建築士（ ）登録第 号
設計者	建築士名： 資 格：（ ）建築士（ ）登録第 号
工事監理者	<input type="checkbox"/> 設計者と同じ <input type="checkbox"/> 設計者と異なる（該当する場合は以下に記入） 建築士名： 資 格：（ ）建築士（ ）登録第 号

施工者	名称： <input type="checkbox"/> 建設業許可番号 国土交通大臣・ 知事登録（        ） 第        号
	<input type="checkbox"/> 解体工事業登録番号 知事登録（        ） 第        号

## 2 交付申請額の算出の基礎

区分	総額(A) (A)=(B)+(C)	内 訳		備 考
		補助対象額(B)	補助対象外額(C)	
設計費	円	円	円	
耐震改修工事費	円	円	円	
工事監理費	円	円	円	
小 計	円	① 円	円	
リフォーム工事費	円	② 円	円	
除却工事費	円	③ 円	円	

### ■設計費+耐震改修工事費+工事監理費（耐震改修分）

イ（補助対象額）【①            】円×  $\begin{cases} \square 2/3 \\ \square 4/5 \end{cases} =$ 【            】円  
ロ（限度額  $\square 800,000$ 円 または  $\square 1,000,000$ 円）  
補助金の額            円 ……④  
(千円未満切り捨て)

### ■リフォーム工事費

ハ（補助対象額）【②            】円×1/10= $\begin{cases} \square \\ \square \end{cases}$ 【            】円  
ニ（限度額 200,000円）  
補助金の額            円 ……⑤  
(千円未満切り捨て)

### ■除却工事費

ホ（補助対象額）【③            】円×23/100= $\begin{cases} \square \\ \square \end{cases}$ 【            】円  
ヘ（限度額 200,000円）  
補助金の額            円 ……⑥  
(千円未満切り捨て)

## 3 交付申請額

交付申請額（④+⑤+⑥）            円

4 耐震改修工事又は除却工事の予定工期

着手予定 年 月 日

完了予定 年 月 日

5 添付書類

- (1) 補助対象住宅の登記事項証明書又は建築確認通知書等の写し
- (2) 補助対象住宅の耐震診断結果報告書の写し
- (3) 補助対象住宅の位置図、配置図、平面図及び立面図（立面図がない場合は写真）
- (4) 補助対象経費の見積書の写し
- (5) 施工者の要件を満たしていることを証する書類
- (6) 申請者の市町村税等の滞納がないことを明らかにする書類
- (7) 耐震改修工事補強計画の耐震診断結果報告書の写し（耐震改修に係る場合）
- (8) 申請者の住民票の写し（耐震改修に係る場合）
- (9) 補助対象住宅の耐震設計、工事監理を行う耐震診断士の建築士免許証及び受講した講習会の修了証の写し（耐震改修に係る場合）
- (10) 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告を示す書類の写し（耐震改修に係る場合）
- (11) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第8条）

茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付(不交付)決定通知書

第 号  
年 月 日

住所  
氏名

様

茂原市長

印

年 月 日付けで申請のあった茂原市木造住宅耐震改修費等補助金については、次のとおり交付（不交付）決定したので、茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 交 付	<input type="checkbox"/> 不 交 付
交 付 決 定 額	金	円
理 由		

第3号様式（第9条第1項）

茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付申請内容変更承認申請書

年 月 日

（宛先）茂原市長

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった茂原市木造住宅耐震改修費等補助金に係る申請の内容を変更したいので、茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

変更の内容	変更前	
	変更後	
	変更予定 年 月 日	年 月 日
理由		

添付書類 変更内容を証する書類

第4号様式（第9条第2項）

茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付申請内容変更承認(不承認)決定通知書

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

茂原市長 印

年 月 日付けで申請のあった茂原市木造住宅耐震改修費等補助金に係る申請の内容の変更については、次のとおり承認(不承認)を決定したので、茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

決 定 区 分		<input type="checkbox"/> 承 認	<input type="checkbox"/> 不 承 認
承 認 する 変 更 の 内 容	変 更 前		
	変 更 後		
	変 更 日 年 月 日	年 月 日	
理 由			

第 5 号様式（第 9 条第 3 項）

茂原市木造住宅耐震改修工事等中止届出書

年 月 日

（宛先）茂原市長

届出者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった茂原市木造住宅耐震改修費等補助金に係る耐震改修工事を中止したので、茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり届出します。

中 止 年 月 日	年 月 日
理 由	

第5号様式の2（第9条の2）

茂原市木造住宅耐震改修費等補助金着手届

年 月 日

(宛先)茂原市長

交付決定者 住 所  
フリガナ  
氏 名

次のとおり補助事業に着手するので、茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱  
第9条の2の規定により届出します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指 令 第 号
対象住宅の内容	規 模	<input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て	
	用 途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅	
	施行場所		
着 手 年 月 日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 補助対象経費に係る契約書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

<p>確認調書</p> <p>次のとおり着手確認をしました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">検査員 職氏名 印 立会人 職氏名 印</p>					
意 見					
					受 付 年 月 日
					決 裁 年 月 日

第 5 号様式の 3 (第 9 条の 3)

茂原市木造住宅耐震改修費等補助金完了届

年 月 日

(宛先)茂原市長

交付決定者 住 所  
フリガナ  
氏 名

次のとおり補助事業を完了したので、茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱  
第 9 条の 3 の規定により届出します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指 令 第 号
対象住宅の内容	規 模	<input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て	
	用 途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅	
	施行場所		
着 手 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日

添付書類

- (1) 耐震改修工事及びリフォーム工事の施工箇所ごとに、工事着手前、工事中及び工事施工後の状況を撮影した写真並びに撮影場所を示した図面又は除却工事前、除却工事中及び除却工事施工後の状況を撮影した写真並びに撮影場所を示した図面
- (2) 耐震改修工事監理報告書の写し及び竣しゆん工図
- (3) その他市長が必要と認める書類

<p>検査調書</p> <p>次のとおり完成検査をしました。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">検査員 職氏名 印</p> <p style="text-align: right;">立会人 職氏名 印</p>			
<p>意 見</p>			
			受 付 年 月 日
			決 裁 年 月 日



第 6 号様式（第10条）

茂原市木造住宅耐震改修工事等実績報告書

年 月 日

（宛先）茂原市長

報告者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった茂原市木造住宅耐震改修費等補助金に係る耐震改修工事が完了したので、茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

補助金の交付決定額	金 円
完了年月日	年 月 日

添付書類

- （1）補助対象経費に係る領収書の写し
- （2）その他市長が必要と認める書類

第 7 号様式（第11条）

茂原市木造住宅耐震改修費補助金等交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

茂原市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した茂原市木造住宅耐震改修費等補助金については、次のとおり交付額を確定したので、茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱第 1 1 条の規定により通知します。

交付確定額 金 円

注 茂原市木造住宅耐震改修費補助金等交付請求書(第 8 号様式)により請求してください。

第 8 号様式（第12条）

茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 茂原市長

請求者 住 所  
フリガナ  
氏 名 印  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付額の確定のあった茂原市木造住宅耐震改修費等補助金については、茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱第 12 条の規定により、次のとおり請求します。

なお、補助金は、次の振込先口座に振り込んでくださるようお願いいたします。

1 交付請求額 金 円

2 振込先口座

金融機関名	銀行・金庫・組合・( ) 本店・ 支店		
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

第 9 号様式（第13条）

茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

茂原市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した茂原市木造住宅耐震改修費等補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

木造住宅の所在地	
取消理由	
交付決定額	円
交付決定取消額	円

第10号様式（第14条）

茂原市木造住宅耐震改修費等補助金返還命令書

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

茂原市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した茂原市木造住宅耐震改修費等補助金については、茂原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

補助金返還命令額	円
補助金返還期限	年 月 日
補助金返還命令理由	